OSS 申請共同利用システム (AINAS) 利用規約

平成28年12月19日 制定 平成28年12月27日 改正 平成29年 3月16日 改正 平成30年10月24日 改正 令和 2年 2月13日 改正 令和 5年 6月 2日 改正

公益財団法人自動車情報利活用促進協会

第1章 総則

第1条(目的)

本 OSS 申請共同利用システム(AINAS)利用規約(以下「本利用規約」といいます。)は、公益財団法人自動車情報利活用促進協会(以下、「利活用協会」といいます。)が提供する OSS 申請共同利用システム(以下、「AINAS」といいます。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条 (用語の定義)

本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「AINAS」とは、利活用協会が利用者に対し提供する OSS に申請するデータの送信および申請状況の照会ならびに登録等完了通知等を行うシステムをいいます。
- (2) 「OSS」とは、国土交通省及び軽自動車検査協会が提供する自動車保有 関係手続のワンストップサービスシステムをいいます。
- (3) 「利用者」とは、AINAS を利用する代理人および依頼人をいいます。
- (4) 「代理人」とは、自動車ユーザーを代理し、AINAS を利用して OSS に自動車保有関係手続(軽自動車を含む。)の申請を行う者をいいます。
- (5) 「依頼人」とは、自動車ユーザーの依頼を受けて前号の申請を代理人に 依頼する者をいいます。
- (6) 「利用者システム」とは、利用者が AINAS を利用するにあたって自らが 整備する必要がある電子計算機(電子計算機の本体、入出力装置、その 他本体の附属機器を含みます。)、ソフトウェア、通信機器、電気通信回

線等をいいます。

(7) 「仕様書等」とは、利活用協会が定める AINAS と利用者システムの接続 に関する技術的事項を定めるインタフェース仕様書および技術資料を いいます。

第3条(適用)

本利用規約は、利活用協会と利用者の間における OSS への申請に係わる一切の関係について適用されます。

2 利活用協会は、予告なく本利用規約を変更することがあります。変更された 本利用規約の施行日以降は、AINAS の利用については変更後の本利用規約が適用 されるものとします。利活用協会は、本利用規約の変更をホームページその他の 手段を通じて周知します。

第2章 利用契約に関する事項

第4条(本利用規約への同意および利用申込)

利用者は、AINAS を利用しようとするときは、本利用規約に同意の上、利活用協会所定の申込方法により AINAS の利用申込みを行います。

- 2 利用者のうち代理人は、利用申し込みを行うときに本人確認書類として次の各号に掲げる書類等を添付するものとします。
 - (1) 行政書士の場合は、行政書士証票の写し
 - (2) 行政書士法人の場合は、法人の登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの) および所属社員全員の行政書士証票の写し
 - (3) 前号以外の場合は、法人の登記事項証明書および印鑑証明書(いずれも 発行後3ヶ月以内のもの)

第5条(仕様書の開示、接続試験)

利活用協会は、利用者が利用者システムの構築・保守等を行う目的のため必要があると判断した場合、第4条の申込内容に応じて仕様書等を利用者に開示します。

2 利活用協会は、前項の仕様書等を利用者に開示した場合、利用者システムの構築完了後、当該利用者に対し AINAS との接続試験を求める場合があります。 この場合、AINAS との接続試験に係る諸費用は、当該利用者の負担とします。

第6条(利用登録)

利活用協会は、第4条第1項の申込みがあった場合、申込内容を確認の上、利

用登録を行います。その際、必要に応じて、利用者に対し、申込内容を証明する ための書類等を求めることがあります。

- 2 利用登録の登録事項は次のとおりとします。
 - (1) 利用者の氏名または名称
 - (2) 利用者の住所または所在地
 - (3) 代理人、依頼人の別
 - (4) 代理人にあっては、代理権を有する申請手続の種別
 - (5) その他利活用協会が定める事項
- 3 利活用協会は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、申込みを 拒否することができます。
 - (1) 申込内容に虚偽がある場合
 - (2) 利用者と本人確認書類との同一性が確認できない場合
 - (3) 利用者が料金の支払いを怠るおそれがあることが明らかな場合
 - (4) 利用者が過去に AINAS の利用を停止された者である場合
 - (5) その他利活用協会が利用申込を不適当と判断する場合

第7条(ログインID等の提供等)

利活用協会は、前条第1項の利用登録をしたときは、利用者に対し、AINASの利用に必要なログイン ID、ログインパスワード、クライアント証明書(以下、「ログイン ID 等」といいます。)を提供します。なお、利用者のうち依頼人のログイン ID 等は、原則として、代理人を介して依頼人に提供します。

2 利用者は、AINAS の利用を終了する場合は、利活用協会へクライアント証明書を返却又は細断する等復元することができないような措置をした上で廃棄しなければなりません。

第8条(本利用規約の効力の発生)

本利用規約は、利活用協会が利用者にログイン ID 等の提供をしたときに効力を生じます。

第9条 (利用登録事項の変更)

利用者は、利用登録事項に変更があった場合には、利活用協会所定の方法により速やかに利用登録事項の変更の申込みを行うものとします。

2 前項の申込みに当たっては、第4条から第6条の規定を準用します。

第10条 (AINAS の利用の終了)

利用者は、いつでも、AINAS の利用を終了することができます。

- 2 利用者は AINAS の利用を終了するときは、利活用協会所定の方法により、速やかに利活用協会に対しその旨を通知するものとします。
- 3 AINAS の利用関係は、利活用協会が前項の通知を受けた日をもって終了します。
- 4 利活用協会は、第2項の通知を受けたときは、速やかに当該利用者の利用登録を抹消します。

第3章 サービスの内容に関する事項

第11条(利用条件)

利用者が利用可能な AINAS の利用条件(対象手続き、申請条件等)は、AINAS の仕様によります。

第12条(提供時間)

AINAS の提供時間は、次のとおりです。ただし、次の時間内であっても、第23条の規定等により、利用者に予告なく AINAS の停止または利用を制限する場合があります。

なお、関連外部機関システムの運転状況等により、AINAS の運用を計画的に停止または利用を制限する場合または、機器メンテナンス日は、ホームページその他の手段を通じて周知するものとします。

区分	時間
平日、土曜日、日曜日、祝日	午前7時~午後10時
年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)	休止 (休業日)
および機器メンテナンス日	

第13条(料金)

利用者は、AINAS を利用する料金を利活用協会に支払うものとします。

2 利活用協会は、料金に関する金額および支払方法等必要な事項について別途定めます。

第14条(払戻し)

利活用協会は、AINAS に関して利用申し込み後に利用者から受領した料金、その他の債務の払戻しはしません。

第4章 利用者の義務

第15条 (関係法令等の遵守等)

利用者は、善良な管理者の注意をもって関係法令および利用規約を遵守して AINAS を利用するとともに、AINAS の利用に伴って生じる情報および通信の際に 発生する各種電文(電磁的記録を含む。)等を管理しなければなりません。

第16条(ログインID等の管理)

利用者は、利活用協会から提供を受けたログイン ID 等を、善良なる管理者の 注意をもって管理するものとします。

- 2 利用者のログイン ID 等を利用してなされた行為については、現実に利用者 自身の行為であるか否かを問わず、利用者の行為とみなし、当該利用者は一切の 責任を負わなければなりません。
- 3 利用者は、ログイン ID 等が第三者に使用されている疑いがある場合には、 直ちに利活用協会にその旨を連絡するとともに、利活用協会の指示がある場合 にはそれに従わなければなりません。

第17条(利用者システムの維持管理)

利用者は、AINAS を利用するために必要なすべての機器(ソフトウェアおよび通信手段に係るものを含む。)を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は利用者システム利用者が自己の責任で行うものとします。

- 2 AINAS を利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得または更新するための費用その他 AINAS の利用に係る一切の費用は、利用者の負担とします。
- 3 利用者は、AINAS の利用に関し、第三者または利活用協会に支障を与えないよう、善良な管理者の注意をもって利用者システムを管理しなければなりません。
- 4 利活用協会は、前項の規定に違反する行為によって、利用者または第三者に 損害が生じた場合、一切の責任を負いません。

第18条(仕様書等の管理)

利用者は、利活用協会から開示された仕様書等を利用者以外の第三者に開示できません。ただし、AINASの利用に係る利用者システムの構築、保守等に必要な場合に限り、利活用協会の承認の範囲内で関係する第三者に開示することができます。

第19条(利用者の損害賠償責任)

利用者は AINAS の利用により、第三者または利活用協会に損害を与えた場合 (利用者が、本利用規約上の義務を履行しないことにより第三者または利活用 協会が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償 しなければなりません。

第20条(禁止事項)

AINAS の利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) AINAS を本利用規約に反する目的で使用しまたは使用しようとすること
- (2) AINAS をウィルスの送付および不正アクセス等、公序良俗に反する目的 で使用または使用しようとすること
- (3) 行政書士法その他関係法令に違反する行為を行うこと
- (4) その他 AINAS の管理および運営に支障を及ぼしまたは支障を及ぼすお それがある行為を行うこと

第5章 利用の制限等

第21条(利活用協会による利用登録の抹消)

利活用協会は、次の各号に掲げる事項に該当する場合、利用者の利用登録を抹消することができます。

- (1) 利用者が、前条各号の一に該当する行為を行ったことが明らかなとき
- (2) 利用者が、支払期限3ヶ月経過後も料金を支払わないとき
- (3) 利用者が、破産申し立て等により料金の支払いその他の債務の履行が 困難になったと認められるとき、または債務の履行を明確に拒絶して いるとき
- (4) その他、利活用協会が前3号に類すると判断したとき
- 2 利活用協会は、前項に基づき利用者の利用登録を抹消するときは、 抹消手続開始の1週間前までにその理由および利用登録を抹消する旨を 通知することとし、当該通知の発信をもってAINASの利用を終了します。 ただし、当該通知については、利活用協会に届出されている内容の範囲 内とします。

第22条(利用終了後の措置)

第10条および前条の規定により、AINAS の利用が終了した場合における AINAS の利用中に係る利用者の一切の債務は、事由の如何を問わず、利用の終了

後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第23条(利用の停止、制限)

利活用協会は、次の各号に掲げる事項に該当する場合、予告なく AINAS を停止または利用を制限することがあります。

- (1) 天災、事変その他非常事態が発生または発生するおそれがあるとき
- (2) サイバーテロまたは AINAS の重大な障害およびその他やむを得ないと き
- 2 利活用協会は、前項により AINAS を停止または利用を制限することが予測可能な場合、ホームページその他の手段を通じて周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 利活用協会は、第21条第1項各号のいずれかの事由が生じたときまたは 利用者が料金の支払いを拒絶するときは直ちに AINAS の利用を停止または制限 することがあります。

第24条(休廃止)

利活用協会は、AINAS の全部または一部を休止または廃止することがあります。 2 前項を行うに当たっては、前条第2項の規定を準用するものとします。

第6章 雑則

第25条(通知·連絡等)

利活用協会は、第3条、第12条、および第23条第2項による規定のほか、ホームページその他の手段を通じて利用者に随時必要な事項の通知・連絡等を行います。

2 前項の通知・連絡等は、利活用協会が利用者に当該通知・連絡等を発信したときに、効力が生じます。

第26条(システムに関する知的財産権)

AINAS に関するプログラムおよびその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、利活用協会に帰属します。

- 2 利用者は、AINAS に関するプログラムおよびその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等を扱うに当たっては、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
 - (1) 本利用規約に従って AINAS を利用するためにのみ使用すること
 - (2) 改変、編集および頒布並びにリバースエンジニアリング等を行わないこ

لح

第27条(免責)

利活用協会は、AINAS の利用により利用者または第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

2 利活用協会は、AINAS の利用の制限、停止、休止等により発生した利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

第28条(セキュリティ管理体制等)

利活用協会は、情報セキュリティ・ポリシーを定め、これに基づき AINAS のセキュリティ管理体制および管理方法について適切に実施します。

第29条 (個人情報の保護)

利活用協会は、利用者の個人情報の収集、利用、提供および公表等に当たり、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号および「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(JISQ15001)の遵守の徹底を図り、利活用協会の「個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に実施します。

第30条(機密保持)

利用者および利活用協会は、AINAS の利用に関連して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供または電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの(以下「機密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、法令に基づく場合または利用者システムの構築に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。

- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する資料および情報は、機密情報に 含まれないものとします。
 - (1) 既に公知のものまたは自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (5) 機密情報によらずに独自に開発しまたは知り得たもの
- 3 利用者および利活用協会は、相手方から提供を受けた機密情報について、

AINAS の利用および利用者システムの構築の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。

- 4 機密情報の提供、受領については、書面をもって行うものとします。
- 5 本条の機密保持義務は、利用登録の抹消後3年間継続するものとします。

第31条(反社会的勢力の利用排除)

利用者は、AINASの利用申し込みをするときは、次に定める事項を表明し、保証するものとします。

- (1) 自己および自己の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者(以下「関係者」といいます。)が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)でないこと。
- (2) 自己および自己の関係者が反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 自己および自己の関係者が反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供与等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと。
- (4) 自己および自己の関係者が反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (5) 自己が自らまたは第三者を利用して、利活用協会または他の利用者その他の関係者(以下本号および次項で「相手方」といいます。) に対し、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉・信用を毀損し、または相手方の業務を妨害しないこと。
- 2 利活用協会は、利用者が前項に違反したと認めるときは、通知・警告その他の手続を要しないで、直ちに利用登録の抹消をすることができます。この場合、利用者は、相手方に生じた全ての損害を賠償しなければなりません。

第32条(定めのない事項)

利活用協会は、本利用規約をはじめ、AINAS の利用に係る諸規程に記載のない 実施上必要な細目について別途定めます。

第33条(合意管轄裁判所)

AINAS の利用に関連して利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則

本利用規約は、平成28年12月19日から適用します。

附則

本利用規約は、平成28年12月27日から適用します。

附則

本利用規約は、平成29年3月16日から適用します。

附則

本利用規約は、平成31年1月4日から適用します。

附則

本利用規約は、令和2年4月1日から適用します。

附則

本利用規約は、令和5年7月3日から適用します。